

福岡県福祉サービス第三者評価契約書（参考様式）

受審事業者 〇〇（以下「甲」という。）と評価機関 〇〇（以下「乙」という。）は、甲に対して乙が行う福祉サービス第三者評価（以下「評価」という。）について、次のとおり契約を締結する。

第1章 総則

（契約の目的）

第1条 乙は、利用者等が福祉サービスを選択するために必要な情報の提供及び甲の提供するサービスの質の向上を図ることを目的として、評価を実施する。

（契約期間）

第2条 本契約期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

（福祉サービス第三者評価）

第3条 本契約において「評価」とは、乙が甲に評価調査者を派遣し、甲が提供する福祉サービスについて、福岡県推進機構が定める評価手法および評価項目に基づき実施し、評価を実施した評価調査者、評価結果等を福岡県推進機構に報告する福祉サービスの評価をいう。

（評価調査者）

第4条 本契約において「評価調査者」とは、福岡県推進機構が実施する評価調査者養成研修を修了している者とする。

第2章 契約

（契約金額）

第5条 甲は乙に対し、評価費用として、_____円を支払う。

（業務の完了）

第6条 乙が、報告書を作成し、甲に報告書の提出と説明を行ったときは、甲の公表への同意、不同意にかかわらず、第11条に規定する評価結果等についての福岡県推進機構への報告をもって業務が完了したものとみなす。

(契約金額の支払い)

第7条 甲は乙に対し、第5条に基づく評価費用を支払う。

第3章 評価機関の義務

(評価機関及び評価調査者の義務)

第8条 評価機関及び評価調査者は、評価の実施にあたって、サービスの利用者及びその家族の意思に十分配慮し、別に定める倫理規程に則った評価を行う。

2 評価業務は、書面調査及び訪問調査により実施する。

3 利用者の意向の把握調査は、評価業務の一環として、利用者の福祉サービスに関する意向等を把握するための調査を実施し、その結果を訪問調査の資料として活用する。

4 乙は、評価結果及び評価分析により把握した課題について報告書を作成する。

5 乙は、評価終了後速やかに、甲に対し報告書を提出するとともに、その内容について説明する。

6 評価調査者は、評価の実施にあたり、乙に所属する評価調査者であることを証明する書類を絶えず所持し、甲から提示を求められた時はそれを提示する。

(評価機関及び評価調査者の守秘義務等)

第9条 乙が収集する情報は、評価実施に必要な最小限の情報とし、乙は評価以外の目的には決して使用しない。

2 乙は、評価を実施する上で知り得た甲及び利用者等に関する情報を、第三者に漏洩しない。また契約終了後も同様とする。

(評価機関及び評価調査者の禁止行為)

第10条 評価機関及び評価調査者は、評価の実施にあたり、次の各号に該当する行為を行わない。

(1) 甲から評価料金とは別に金品等を受け取ること

(2) 甲又は利用者等に対する宗教活動、政治活動、その他迷惑行為

(3) 法令に違反する行為

(4) 利用者や事業者の人権を侵害すること

(5) その他社会通念上不正な行為と認められる行為

(福岡県推進機構への報告及び情報の公表)

第11条 乙は、評価を実施した評価調査者、評価結果等を福岡県推進機構へ報告する。また、利用者等の福祉サービスの選択に資するため、福岡県推進

機構がその報告内容を公表することを承諾する。

第4章 受審事業者の義務

(評価の実施に関する事項)

- 第12条 甲は、自らのサービス提供に支障のない限り評価の実施に協力し、乙の求めに応じて、評価に必要な情報を提供するものとする。
- 2 甲は、利用者本人への調査の実施等、利用者の状態に配慮する必要がある事項について、乙に対し必要な注意事項等の情報を提供し、十分協議の上、実施方法、時期等を定める。

(福岡県推進機構への報告及び情報の公表の承諾)

- 第13条 甲は、乙が評価を実施した評価調査者、評価結果等を福岡県推進機構に報告することを承諾する。
- 2 甲は、利用者等の福祉サービスの選択に資するため、福岡県推進機構が前項の報告内容を公表することを可能な限り承諾する。

第5章 契約の変更および解除

(契約内容の変更)

- 第14条 甲及び乙は、協議の上で、評価契約内容についての変更または履行の一時中断できる。
- 2 前項の規定により契約金額を変更するときは、双方の協議の上で定める。

(契約の解除)

- 第15条 甲及び乙は、協議の上で、契約を解除することができる。
- 2 前項の場合に、既の実施した評価費用については、両者協議の上で決定することとする。

(事業者からの契約の解除)

- 第16条 甲は、乙が以下の事由に該当する場合には、本契約を解除することができる。
- (1) 乙が正当な理由なく本契約に定める評価を実施せず、甲の請求にもかかわらずこれを実施しない場合
 - (2) 乙が第9条に規定する守秘義務に違反した場合
 - (3) 乙が、甲若しくは利用者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - (4) 評価を実施している間に、乙が認証を取り消された場合

(評価機関からの契約の解除)

第17条 乙は、甲が以下の事由に該当する場合には、本契約を解除することができる。

(1) 甲が、乙若しくは評価調査者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 甲が評価対象の福祉サービスの提供をやめた場合

2 前項の場合に、甲は既に実施した評価費用を乙に支払う。

第6章 損害賠償

(評価機関の損害賠償責任)

第18条 乙が、自己の責に帰すべき事由により本契約の定めに違反し、甲が損害を被った場合には、乙は甲が被った損害を賠償する。

(受審事業者の損害賠償責任)

第19条 甲が、自己の責に帰すべき事由により本契約の定めに違反し、乙が被害を被った場合には、甲は乙が被った損害を賠償する。

第7章 その他

(苦情対応)

第20条 乙は、甲と利用者等からの評価に関する苦情に対して、苦情を受け付ける窓口および担当者を設置して適切に対応する。

(協議事項)

第21条 本契約に疑義が生じた場合、又は本契約に定められていない事項が生じた場合には、甲と乙は誠意をもって協議の上、解決に努める。

この契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 事業者 住 所

事業者名

代表者名

印

(乙) 評価機関 住 所

評価機関認証番号

評価機関名

代表者名

印